

2021年3月期決算で留意すべき事項について

(特に『会計上の見積りの開示に関する会計基準』)

2020年1月以降その影響が拡大した新型コロナウイルス禍は2020年3月期の決算にも影響を与えましたが、2021年3月期の会社の業績にはより大きな影響を与えた一年となりました。

前回のGTM ニュース-会計実務-では新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう『リモートワーク』における管理面からの留意点等をお伝えいたしましたが、今回のGTM ニュース-会計実務-では2021年3月期決算で会計監査人を選定している大会社等に新たに適用される会計基準の概要とそのうち「会計上の見積りの開示に関する会計基準」については特に適用における留意事項を述べてみたいと思います。

新たに適用される会計基準の詳細な内容は、本稿末尾記載の【ご参考 URL】でご確認いただくか、GTM 担当者に直接お問い合わせいただければと思います。

1. 2021年3月期決算において、新たに原則適用となる会計基準

大会社等の2021年3月期決算において、新たに原則適用となる会計基準は以下の4つとなります。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」 |
| ② 改正「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」 |
| ③ 「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」 |
| ④ 「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」 |

①「会計上の見積りの開示に関する会計基準」は、「見積りの不確実性の発生原因にかかる注記情報の拡充」を目的とした会計基準で、2018年11月に公益財団法人財務会計基準機構が検討を提言しました。新型コロナウイルス禍以前に検討が開始された会計基準ですが、新型コロナウイルス禍の影響により不確実性が増した2021年3月期決算では特に慎重な検討と対応が必要になります。

②改正「**会計方針の開示**、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」は、従来の「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に**会計方針の開示**が加わり、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用された会計処理の原則及び手続に係る注記情報の拡充を図るために改正されました。

③「LIBORを参照とする金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」は2021年12月末をもってLIBORが恒久的に停止されることに伴い、LIBORを参照している契約において必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにしたものです。

④「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」は2019年12月に成立した「会社法の一部を改正する法律」により、会社法第202条の2において上場会社が取締役等の報酬等として株式の発行等をする場合に、金銭の払い込み等を要しないことが新たに定められたことを受けて公表されました。

上記、2021年3月期決算において新たに原則適用となる会計基準のうち、広く多くの企業に影響を及ぼす「会計上の見積りの開示に関する会計基準」について以下で述べたいと思います。

なお、2021年3月期からは金融商品取引法監査における会計監査人の監査報告書上に「監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters:KAM)」の記載が強制適用になります。このため会計上の見積り項目が KAM として選定された場合には、会計監査人との理解のすり合わせを十分に行うことが重要になるのでご注意ください。

2. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の概要

所謂会計ビックバン以降、固定資産の減損会計、退職給付会計基準、資産除去債務、税効果会計基準等の長期の将来キャッシュフローを合理的に見積もる必要がある会計基準等が次々と導入され、会計上の見積りの重要性が増してきました。会計上の見積りは、財務諸表作成時における入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものですが、見積りの方法や見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額合理の論理も実務上様々で簡単ではありません。

しかし従来の会計基準では、財務諸表に計上した金額のみが「結果」として開示され、「会計上の見積り」において採用された仮定の設定、算定方法は開示されないため、「会計上の見積り」に係る「プロセス」が開示されておらず、翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるのかどうかを財務諸表利用者が理解することは困難な状況でした。

そこで、影響の金額的大きさ及びその発生可能性を総合的に勘案して、翌年度(以降)の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク(有利となる場合及び不利となる場合の双方を含む。以下同様。)がある項目と経営者が判断した場合、その項目については会計上の見積りの不確実性(財務諸表に影響を及ぼすリスク)を財務諸表利用者が理解できるように次の注記を行うことになりました。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 当年度の財務諸表に計上した金額② 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報<ul style="list-style-type: none">・当年度の財務諸表に計上した金額の算定方法・当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定・翌年度の財務諸表に与える影響 |
|--|

留意事項は「4. 開示に関する留意事項等」で後述します。

3. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用時期及び経過措置

2021年3月31日以後終了する会計年度末に係る財務諸表から適用されます。また、会計基準の適用初年度において、本会計基準の適用は表示方法の変更として取り扱われ、比較情報の記載は不要となっています。

4. 開示に関する留意事項等

① 「新型コロナウイルス禍における見積り」について

新型コロナウイルス禍の影響により企業が取り巻く不確実性は高まっています。2020年4月10日、ASBJは会計上の見積りに関して、議事概要「会計上の見積りを行ううえでの新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」(以下「議事概要」という。)を公表していますが、新型コロナウイルス禍の影響は現在も続いており、2021年3月期の決算において会計上の見積りを行う上でも重要な影響を与えます。特に固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性の検討にあたっては、新型コロナウイルス禍の影響を考慮したうえで会計上の見積りを行う必要がありますが、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」による場合、金額の算定方法、主要な仮定、翌年度以降の財務諸表に与える影響についても開示する必要があります。

一般的に会計上の見積りを行うにあたっては過去の実績等を利用して見積りを行う場合がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響は、会計上の見積りの参考となる事例がなく過去実績(事例)を利用した見積りを行うことはできません、また、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないことから外部の情報源に基づき客観性のある情報が入手できない場合が多いと考えられますが、今後の広がり方や収束時期等を含め企業自ら一定の仮定を置く必要があります。

このような事情を鑑み ASBJ 議事概要では「経営者が固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行う上で、特に将来キャッシュ・フローの予測を行うことが極めて困難な状況になっているものと考えられるとの見解を示す一方で、「財務諸表作成時に入手可能な情報について、その合理的な金額を算出する」上では、新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行うことを求めています。

ただし、企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にあたらないものとの見解を議事概要では示しています。見積りと実績に乖離があったとしても直ちに会計上の「誤謬」とはなりません、財務諸表作成時点で最善の見積りを行っている必要があります、どのような仮定を設けて会計上の見積りを行ったかを挙証することは2021年3月期の決算ではより一層重要となります。

② 開示に関する一般的留意事項

開示においては、「会計上の見積りにおける不確実性の要因」「翌年度(以降)の財務諸表への影響(影響の発生可能性や影響の大きさ)」「重要な仮定についての合理的説明」について個々の実態に則した内容で記載する必要があるとあります。

「見積りについて」は、会計基準が定める算出方法に拠っている場合にはその概要、また独自の見積手法を採用している場合には、算出方法や使用するデータ等について記載します。

「財務諸表への影響」については、仮定が合理的な範囲で変化した場合に財務諸表に与える潜在的な影響の大きさを理解できるような情報を、定量的または定性的に記載する必要があります。

仮定の変化により生じる影響の発生可能性や生じる影響の大きさを理解できる定量的な情報(例えば仮定の限界変動幅や影響の最大金額など)の記載のほか、影響を生じさせる状況や影響の程度などを定性的に説明記載したり、過去の実績を示すことで将来の影響の発生の可能性や大きさを間接的に記載したりするほか、仮定の不確実性が著しく、仮定と帰結の乖離の範囲を合理的に想定することが困難な旨を述べてリスクを理解してもらう場合や現時点の想定を超えて変化した場合には翌年度の見積りに重要な影響が生じうる旨を記載する場合も有り得ます。

なお後述する「5. 重要な会計上の見積りについての開示事例(参考)」に、金融庁が公表している「記述情報の開示の好事例集 2020(重要な会計上の見積りの開示事例)」から、参考になる事例を記載しておりますのでご参照ください。

また会計上の見積り項目が KAM として選定された場合には、重要な会計上の見積り項目についての「不確実性の程度」や開示項目として選定された「会計上の見積りの 3 要素(見積手法、データ及び仮定)についての理解」、及び「不確実性の主な要因(主要な仮定)」について、会計監査人と理解のすり合わせを十分に行うことによって、財務諸表注記と監査報告書への KAM の記載を通じて不確実性の要因から不確実性への対応に至る全体的な理解を財務諸表利用者にも与えることが出来るようにすることが重要です。

5. 重要な会計上の見積りについての開示事例(参考)

重要な会計上の見積り開示に参考となる記載事例(先行適用)は把握しておりませんが、企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、開示布令)、「経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」において、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該家庭の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、経理の状況に記載した会計方針を補足する情報を記載することを求めており(第二号様式記載上の注意(32)a(g))、これが参考になると考え、金融庁が 2021 年 3 月 22 日に公表した「記述情報の開示の好事例集 2020(重要な会計上の見積りの開示事例)」において好開示事例と評価された内容について、ご参考までご紹介したいと思います。

① 新生銀行(2020 年 3 月期:有価証券報告書) 日本基準

貸倒引当金について、新型コロナウイルス感染症の影響に関する見積りの仮定や追加引当額を具体的に記載している事例

【貸倒引当金】

当行及び国内信託銀行子会社では、すべての債権を、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり貸倒引当金を計上しております。

(中略)

また、**新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定**し、特に当行及び一部の連結子会社の特定業種向け貸出金等の信用リスクに大きな影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定債務者の債務者区分を足許の業績悪化の状況を踏まえて修正するとともに、特定業種ポートフォリオの貸倒実績に予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、**貸倒引当金 70 億円を追加計上**しております。なお、当該金額は現時点の最善の見積りであるものの見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、翌年度の連結財務諸表において当該貸倒引当金は増減する可能性があります。当行グループは、現状の貸倒引当金計上額で、当行グループが認識する信用リスクから発生しうる損失を十分にカバーしていると考えておりますが、将来見込み等必要な修正を加えているものの貸倒引当金の見積りは基本的に過去の貸倒実績により計算しているため、急激な経済環境の変化や担保価値の下落によって、実際の貸倒損失が予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。

本事例では新型コロナウイルス感染症の影響を1年程度続くと想定すると具体的な影響期間を開示しています。また、その想定に基づき追加の貸倒引当金を70億円計上していると具体的な金額を記載している点が、金融庁の好事例として採用されたポイントとなっています。

② ソニー株式会社(2020年3月期:有価証券報告書) 米国基準

固定資産の減損に係る会計上の見積りについて詳細な開示を行っている事例

【営業権及びその他の無形固定資産】

(前略)

将来見積キャッシュ・フロー(その支払・受取時期を含む)に使用される前提は、それぞれの**報告単位における見込み及び中期計画にもとづいており**、過去の経験、市場及び産業データ、現在及び見込まれる経済状況を考慮しています。**永続成長率は主に中期計画の3ヵ年予測期間後のターミナル・バリュを決定するために使用されています**。映画分野の報告単位など、特定の報告単位においては、より長い見込期間、及び予測期間最終年度の見積キャッシュ・フローに適用される利益倍率を用いた出口価格に、コントロール・プレミアムを加味して算定されたターミナル・バリュを使用しています。**割引率は類似企業の加重平均資本コストにより算出されています**。

2019年度の減損判定において、営業権を持つ全ての報告単位の公正価値が帳簿価額を超過していたため、営業権の減損損失を認識することはありませんでした。また、重要な営業権を持つ報告単位において公正価値は帳簿価額を少なくとも10%以上超過しています。耐用年数の確定できない非償却性資産においても、公正価値が帳簿価額を超過していたため、減損損失を認識することはありませんでした。

(中略)

・割引率は5.2%から10.8%の範囲です。**他の全ての前提を同一とし、割引率を1%増加させた場合においても、営業権の減損損失を認識することはありませんでした。**

・G & N S分野、E P & S分野、I & S S分野及び金融分野の報告単位におけるターミナル・バリューに適用された成長率はおおよそ1.0%から1.5%の範囲です。音楽分野の報告単位における中期計画を超える期間の成長率は0%から5.2%の範囲、映画分野では3.0%から4.5%の範囲です。他の全ての前提を同一とし、成長率を1%減少させた場合においても、営業権の減損損失を認識することはありませんでした。

・映画分野の報告単位におけるターミナル・バリューの算定に使用される利益倍率9.0から10.0の範囲です。他の全ての前提を同一とし、利益倍率を1.0減少させた場合においても、営業権の減損損失を認識することはありませんでした。

マネジメントは、営業権の減損判定における公正価値の見積りに用いられた前提は、新型コロナウイルス感染拡大による潜在的な影響などを含め、合理的であると考えています。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける期間や度合いは不確実であり、今後の事態の進展によってはソニーの見積りや前提に変動をもたらす可能性があります。またこれらの見積りが実績と乖離する可能性があります。結果として、**将来の予測不能なビジネスの前提条件の変化による、将来キャッシュ・フローや公正価値の下落を引き起こすような見積りの変化が、これらの評価に不利に影響し、将来においてソニーが営業権及びその他の無形固定資産の減損損失を認識することになる可能性があります。**

本開示事例では、将来見積りキャッシュ・フローについて、報告単位の中期計画や永久成長率などに基づいている旨を具体的に記載しています。また、減損テストの結果、公正価値がどの程度帳簿価格を超過しているかを具体的な数字に基づいて記載しています。(ストレステストの実施結果を開示) さらに、使用した永久成長率や割引率を数値で具体的に記載するとともに、公正価値を低下させる変化が生じた場合、減損損失が発生する可能性について記載されていることが金融庁の好事例として採用されたポイントとなっています。

③ その他の好開示事例

その他好事例として採用されているものの共通の特徴としては、採用した仮定について具体的に記載されている、採用された仮定の数値が変動した場合における影響金額が具体的に記載されている。(感応度分析) ことがあります。また、過去の見積りと実績を比較(バックテスト)した結果が記載している事例についても好事例とされています。

このように、会計上の見積りに関する会計基準は2021年3月期決算から原則適用となる会計基準であり、先行適用する開示事例は承知しておりませんが、会計上の見積りに関する開示自体は、有価証券報告書の、「経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」において従来から開示項目とされているので、今後は同業他社の有価証券報告書におけるMD&Aの記載内容を参考にすることも考えられます。

以上

【ご参考 URL】

- 企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」
https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2020/2020-0331-02.html
- 改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2020/2020-0331-03.html
- 実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」
https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2020/2020-0929.html
- 実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」
https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2021/2021-0128.html
- 議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方(2021年2月10日更新)」
<https://www.asb.or.jp/jp/info/105236.html>
- 金融庁 企業情報の開示に関する情報(記述情報の充実)
<https://www.fsa.go.jp/policy/kajji/kajji.html>